

# 規約集

(令和2年度)

南ヶ丘2区

## 目 次

南ヶ丘2区規約	(1～8頁)
南ヶ丘2区役員選考規程	(9～10頁)
南ヶ丘2区公民館運用規程	(11～13頁)
南ヶ丘2区公民館使用料金表	(14頁)

## 南ヶ丘2区規約

### 第1章 総則

(名称及び事務所の位置)

第1条 南ヶ丘2区（以下「本区」という。）の事務所は、南ヶ丘四丁目17番1号  
南ヶ丘2区公民館内に置く。

(構成及び組織)

第2条 本区は、南ヶ丘三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目に居住する住民（以下「区民」という。）をもって組織し、区内の各世帯と住居を伴わない事業所（以下「事業所」という。）をもって構成員とする。

2 本区に丁目制（ブロック）、組制を設ける。

(目的)

第3条 本区は、住民自治の精神に基づき区民自らの意思で相互扶助並びに健康と福祉の増進を図り、地域の活性化と生活環境の整備や自主防災に努めるとともに、地域社会の諸問題を自主的に解決するため、各種要望の取りまとめなどの共同生活に資することを目的とする。

2 本区は、明るく住みやすい豊かな地域づくりの拠点として、公民館を使用し区民の生涯学習及び交流の場として活用するもので、地域社会における生活の発展、教養の向上、男女共同参画の実践を図るとともに、地域の伝統を次世代に継承し、併せて区民相互の親睦及び融和に寄与することを目的とする。

(公告)

第4条 本区の公告は、各世帯及び事業所に文書を配布、若しくは回覧し、又は区の掲示板に掲示して行う。

### 第2章 事業

(事業)

第5条 本区は、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 第3条に定める目的達成のために行う事業

ア 区民の生活環境の改善、地域リーダーの育成、地域の文化伝承等に関すること

イ 高齢者対策、青少年の健全育成に関するこ

ウ 自主防災、防犯活動、交通安全等に関するこ

エ 市及び公的機関からの依頼の実施や伝達に関すること

(2) 公民館事業

区長は公民館長、副区長は副公民館長として公民館施設の管理運営にあたり、執行部役員及び事務職員とともにを行う事業

ア 各種の講座、学級及びサークル活動に関するこ

イ 講習会、講演会等に関するこ

ウ 環境、福祉、体育、文化等に関するこ

エ 市及び各機関、団体との連携に関するこ

オ 区民集会等に関するこ

(3) その他、必要と認められる事業

第3章 役員等

(役員等)

第6条 本区に執行部役員、監査員、評議員、三丁目・四丁目・五丁目・六丁目・七丁目ブロック長、組長、副組長及び事務職員を置く。

2 役員並びにその他の役職者及び事務職員の役職名、定数、任務、選出方法及び任期等は、別表1、2による。

(部の設置)

第7条 本区に事業執行のため、次の各号に掲げる部を置く。

(1) 総務部

(2) 環境部

(3) 福祉部

(4) 体育部

(5) 文化部

2 組長は上記のいずれかの部に所属する。

3 公民館長は、必要に応じ、部に専門委員を置くことができる。

4 各部の任務は、別表1による。

(役員の補充)

第8条 役員の任期中に欠員が生じたときは、後任者を補充することができる。区長が後任者を組長会にて提案し、承認を得るものとする。後任者の任期は、前任者が就任した年度の期初を起算日とする。ただし、前任者が任期途中であっても正規に公募して総会にて承認された場合は、新任者として正規の任期とする。

2 区長がやむを得ない不測の事故等により 3 ヶ月以上欠員のおそれが発生した場合は、速やかに「南ヶ丘 2 区役員選考規程」に基づき公募の上、選挙を実施して新区長を選任しなければならない。

#### 第 4 章 運営

##### (運営費)

第 9 条 本区の事業に必要な経費は、区費、公民館使用料、市の交付金、補助金及び寄付金等をもって充てる。

##### (区費等)

第 10 条 本区の区費の金額は、総会で決める。

##### (公民館の運用)

第 11 条 公民館の運用に関しては、別途に「南ヶ丘 2 区公民館運用規程」を定める。

2 公民館使用料は、別途に「南ヶ丘 2 区公民館使用料金表」を定める。

#### 第 5 章 権利と義務

##### (区民の権利)

第 12 条 区民は、区及び公民館事業の運営に提言し、参加することができる。

2 区民及び構成員は、本区の公民館事業及び行政区の運営、処理状況について報告を求め、意見を述べることができる。

3 区民は規約に従い、本区の役員となり、又は役員を選考規程に従って選考することができる。

##### (構成員の義務)

第 13 条 本区の構成員は、定められた区費を納めるものとする。ただし、区長が認めた構成員に対しては、区費を減免することができる。

#### 第 6 章 会議

##### (会議)

第 14 条 本区の会議は、総会、組長会、執行部会及び評議員会とする。

2 各会議は、会員の 2 分の 1 以上の出席による。

3 各会議における議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決める。詳細は、別表 3 による。

4 総会に出席した会員からあらかじめ議題に上がっていない事柄について提案があった場合、その場では意見を聞くにとどめ、次回の総会又は臨時総会を招集の上、改めて議論する。

(議事録)

第15条 総会の書記は、会議の年月日、出席構成員数及び会議の概要を記載した議事録を速やかに作成しなければならない。

2 議事録には、議長が署名しなければならない。

第7章 慶弔等

(慶弔等)

第16条 区民が死亡したときは、弔慰金を贈る。その金額は、執行部会で決める。

2 前項の規定にかかわらず区長が必要と認めたときは、相当の慶弔を行うことができる。

第8章 会計監査

(事業年度)

第17条 本区の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(資金の管理)

第18条 運営費を含め区の資金は、金融機関への預貯金その他安全な方法で管理しなければならない。

(決算)

第19条 区長は、毎年3月末現在で次の各号に掲げる書類を作成し、監査を受けた後、総会の承認を得て、事務所に保管しなければならない。

- (1) 事業報告書（7年間）
- (2) 会計に関する資料（7年間）

(監査)

第20条 監査員は、前条の書類を精査し、区及び公民館事業の財務会計を監査し、所見を付して区長に提出し、総会で区民に報告しなければならない。

第9章 雜則

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、緊急に必要な事項は、区長が組長会に諮つて、別に定めることができる。

2 前項の場合、直近の総会に報告し、承認を求めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

昭和 48 年 4 月 1 日制定の南ヶ丘 2 区規約はこれを廃止する。

- 2 昭和 61 年 4 月 13 日 一部改正
- 3 昭和 63 年 4 月 17 日 一部改正
- 4 平成元年 4 月 16 日 一部改正
- 5 平成 8 年 4 月 7 日 一部改正
- 6 平成 9 年 4 月 13 日 一部改正
- 7 平成 12 年 1 月 23 日 一部改正し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。
- 8 平成 13 年 6 月 17 日 一部改正し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。
- 9 平成 22 年 4 月 25 日 一部改正
- 10 平成 25 年 4 月 20 日 一部改正
- 11 平成 26 年 4 月 19 日 一部改正
- 12 平成 27 年 4 月 18 日 一部改正
- 13 平成 28 年 4 月 23 日 一部改正
- 14 平成 30 年 4 月 21 日 全体見直し改正
- 15 令和 2 年 4 月 25 日 一部改正

別表1

## 役員(執行部)

役職名	定数	任務	選出方法・任期
区長 (公民館長)	1名	(1)区を代表し、区活動を統括する。 (2)市長からの委嘱を受けて行政区長となり、その業務を遂行する。 (3)市の管理規程に基づき、公民館長を兼務し、公民館運営及び管理を担任する。	選考規程により選出する 任期は2年とし、再任は2期までとする。 1期満了後再公募とする。
副区長 (副公民館長)	1名	(1)区事業について、区長を補佐する。区長に事故あるときは、区活動及び区長としての業務を代行する。 (2)副公民館長として、公民館事業全般について館長を補佐する。区長(公民館長)に事故あるときは、公民館長としての業務を代行する。 (3)総務部長を兼務する。	
会計	1名	区及び公民館等一切の財政会計を担任する。	
専門部長	5名	(1)公民館の維持管理に関すること (2)各部の連絡調整に関すること (3)公民館講座学級に関すること (4)青少年育成に関すること (5)他部に属しない行事の企画運営に関すること  (1)ゴミ、下排水、道路、公園等に関すること (2)防犯、交通安全に関すること (3)その他環境整備に関すること  (1)福祉活動に関すること (2)地域福祉推進委員会の運営、活動に関すること  (1)体育、レクリエーション等の企画運営に関すること (2)その他体育振興に関すること  (1)文化行事の運営に関すること (2)地域文化の向上に関すること	選考規程により選出する。 任期は2年とし、再任を妨げないが、連続して2期までとする。

別表2  
その他の役職者

役職名	定数	任務	選出方法、任期
監査員	2名	区、公民館の財務会計を監査する。	選考規程により選出する。任期は2年とし、連続しての再任は認めない。
評議員	10名以内 各丁目2名 基準	(1)総会、組長会、区長からの諮問事項について審議し、答申する。 (2)役員選考規程に基づき、役員、監査員の選考に当たる。 (3)諮問事項について必要があれば、問題別に特別委員会を設置することができる。 (4)特別委員会の構成は、公募を原則とし、評議員会は執行部と協議して決定する。	選出は、各丁目ごとに民主的な方法によるものとし、総会で承認を受ける。 任期は2年とし、再任は妨げないが、連続して2期までとする。
三丁目 四丁目 五丁目 六丁目 七丁目 ブロック長	各丁目 1名	(1)執行部と連携して地域全体に関する諸行事を円滑に進める。 (2)組長との連携を密にして、ブロック内の親交増進、融和に努める。 (3)組長会のメンバーとして地域活動を進める。	選出は、各丁目ごとに組長経験者から1名互選とし、総会で承認を受ける。 任期は2年とし、再任を妨げない。
組長	各組 1名	(1)組を代表し、組の業務を処理する。 (2)区及び公民館の事業について、執行部の企画、運営に協力するとともに、各専門部等の業務を担任する。 (3)行政区の補助員として、市の行政事務を担任する。	組ごとに自主的に選出して、総会に報告する。 任期は1年とし、再任を妨げない。
副組長	各組 1名	(1)組長の業務遂行を補佐する。 (2)組長に事故あるときは、その任務を代行する。	
事務職員	若干名	(1)区、公民館、行政区の事務を行う。 (2)公民館管理の一部を担任する。	執行部会で推薦し、組長会で承認する。雇用関係が成立したものは、雇用契約を締結する。契約は1年ごとに更新手続きを行う。更新は労働基準法の有期契約の範囲内で行うものとする。

別表3

## 会議

区分	性格	開催時期	審議事項	構成と成立	参加資格	
総会	定期	毎年4月	(1)区及び公民館の事業及び行政区の運営並びに計画に関する一切の事項 (2)総会で承認又は信任を必要とする事項 (3)その他最高決議機関として議決を必要とする事項 (4)総会に出席した会員からあらかじめ議題に上がっていない事柄について提案があった場合、その場では意見を聞くにとどめ、次回の総会又は臨時総会を招集の上、改めて議論する。	(1)構成員の50%以上(委任状を含む)の出席 (2)総会の議長及び書記は、その都度出席者の中から選出する。 (3)会の招集は区長が行い、開催日の7日前までに会議の目的、日時、場所及び審議事項を記した書面を構成員に配付する。	(1)参加資格は、全区民及び事業所の従業員とする。 (2)議決権は、世帯主及び事業所ごとに1票とする。	
	臨時	区の最高決議機関	(1)区長が必要と認めたとき (2)組長会の要求があったとき (3)区民の3分の1以上の要求があったとき			
	組長会	総会に次ぐ決議機関	原則として月1回(定例会) 区長が必要と認めたとき(臨時会)	区及び公民館の事業、行政区の運営上必要な事項の審議、承認、伝達に関するこ	(1)会の構成は、執行部員及び組長(代理者を含む)とする。 (2)会の成立は、執行部員及び組長それぞれの50%以上の出席 (3)決議が必要な案件が生じたときは、その都度組長の中から議長を選出する。	執行部員及び組長(代理者を含む)並びにブロック長のほか、区長が指名した者
	執行部会	協議機関	月例会のほか、区長が必要と認めたとき	区及び公民館の事業、行政区の業務を執行するために必要な事項を協議する。	(1)会の構成は、執行部員 (2)会の成立は、執行部員の50%以上の出席	執行部員
評議員会	審議機関	諮問事項の審議に必要と認めたとき、評議員会議長が招集する。	(1)総会、組長会及び区長からの諮問事項を審議する。 (2)役員選考の必要が生じたときは、役員選考委員会を開催し、審議する。	(1)会の議長、副議長、書記は、年度当初に評議員の互選により決定する。任期は1年とし、再任は妨げない。 (2)会の成立は、評議員の50%以上の出席	評議員	

## 南ヶ丘2区役員選考規程

### (目的)

第1条 南ヶ丘2区規約別表1及び2に定める役員（執行部）及び監査員の選出を民主的かつ合理的に行うことの目的として本規程を定める。

### (役員選考委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、役員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (委員会の構成)

第3条 委員会は、役員選考委員（以下「委員」という。）をもって構成し、委員は当該年度の評議員が兼任する。

### (委員会の代表者)

第4条 委員会の代表者は委員長とし、この職には当該年度の評議員会議長が就任する。

### (改選の告示)

第5条 委員長は、次年度において改選が必要とされる役員及び監査員について、役職別に選考方法、日程等を告示するものとする。

### (立候補届出の期間)

第6条 立候補は公募を原則とし、立候補届出の期間は、前条の告示後14日間とする。

### (立候補者の調整)

第7条 届出期間終了後、告示した役職につき定員を上回る立候補者が出了場合には、委員会は定員立候補となるよう公明かつ厳正に候補者同士の協議の機会を設けることができる。

### (立候補者の推薦)

第8条 期日を経過しても立候補がなかった場合、あるいは立候補者不在があらかじめ予想される場合、委員会は適任者を選定して立候補者を推薦することができる。

### (総会における信任)

第9条 第7条及び第8条の手続きを経て確定した候補者は、総会において、選挙権を有する出席者の過半数を上回る信任を得て当該役員に就任する。

### (総会における選挙)

第10条 第7条による立候補者同士の協議が不調に終わり、その結果定員を上回る候補者が出た場合は、総会において選挙を行い、最上位の得票を得た候補者が当該役員に就任する。

(選挙管理人の設置)

第11条 前条の選挙は、公正、公明を期すため、総会議長が役員選考委員の中から指名した3名の選挙管理人のもとで実施する。投票の方法や開票等の方法については、選挙管理人の指示に従う。

(新役員の公示)

第12条 委員長は、この規程に定める手続きを経て決定した新役員を「公民館だより」等により公示するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成14年4月21日から適用する。
- 2 平成30年4月21日 全体見直し改正

## 南ヶ丘2区公民館運用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、南ヶ丘2区公民館の使用及び使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (使用期間)

第2条 使用期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、日曜日、休祝日、8月13日から16日まで及び12月29日から1月5日までは、休館日とする。

2 区事業又は館長が必要と認めたときは、開館することができる。

### (使用時間)

第3条 使用時間は、次に定めるとおりとする。

午前9時開館～午後9時閉館

2 やむを得ない事情があるときは、館長の承認を得て使用時間を早め、又はこれを延長することができる。

### (使用料)

第4条 使用料は、別表「南ヶ丘2区公民館使用料金表」の定めるところによる。

2 使用料は、区民団体と区民外団体、部屋代と冷暖房費に分ける。

3 区民団体と区民外団体は、区民の割合（3分の2が目安）をもとに判断する。

### (使用料の対象)

第5条 使用料の対象となる箇所及び備品類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学習室
- (2) 和室1・2
- (3) 和室3
- (4) 調理実習室
- (5) 集会室1・2
- (6) 別表に定める備品類

### (使用の手続き)

第6条 前条の箇所及び備品類を使用する者は、別に定める申込書により館長の許可を受けなければならない。

### (納付方法)

第7条 使用料は、原則として前納しなければならない。

- 2 納付された使用料は、使用者が前々日までに使用取り止めを申し出たとき及び館長が特に還付の必要を認めたとき以外は還付しない。
- 3 定期講座等、館長が特に認めたものは使用料を減免することができる。

(使用料の減免)

第8条 使用料の減免及びその対象となるものは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 室料、冷暖房費共免除

- ア 区会議
- イ 区の行事
- ウ 区が主催する講座、講演、集会等（以下「集会等」という。）
- エ 区民側からの要求による市又は教育委員会の会議及び集会等
- オ 南ヶ丘2区食生活改善推進会、南ヶ丘2区シニアクラブ、南ヶ丘2区子ども会育成会、南ヶ丘2区文庫、南ヶ丘2区ボランティアの会、区内各組集会などの会議及び集会等

(2) 室料免除（冷暖房費負担）

小中学校P.T.A、その他教育団体及び区と関係する団体、地区懇談会等

(使用の順位)

第9条 公民館使用の順位は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 区役員会、組長会、区行事及び学習、講座、講演等区が主催するもの
- (2) 市又は教育委員会
- (3) 区内の各種集会
- (4) 定期講座等
- (5) その他

(使用の制限)

第10条 館長は、次の各号に該当する場合は許可せず、又は許可を取り消し、若しくは使用を中止させることができる。

- (1) 公民館の運営に支障があると認められるとき
- (2) 公の秩序を乱し、風俗を害するおそれがあると認められるとき
- (3) 建物及び付属設備を消失し、又は破損するおそれがあると認められるとき
- (4) 第13条（遵守事項）に違反したとき

(目的外使用禁止)

第11条 使用許可を受けた者は、許可を受けた目的以外に使用したり、又は権利を譲渡若しくは転貸したりしてはならない。

(補償)

第12条 使用中建物又は付属設備等を消失したり、又は破損したりしたときは、使用者は速やかに補償しなければならない。

(遵守事項)

第13条 使用者は、次に掲げる各号を遵守しなければならない。

- (1) 使用にあたり、公民館長の指示を受けること
- (2) 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むこと
- (3) 使用者が特別の設備をし、又は現状を変更しようとするときは、あらかじめ公民館長の許可を受けること
- (4) 使用時間を厳守すること
- (5) 指定された場所以外で火気を使用しないこと
- (6) 各種団体で使用するときは、代表者又は責任者を設けること
- (7) 冷暖房機、調理室等を使用するときは、事前に公民館長に申し出て指示に従うこと
- (8) 絵画、習字等のサークル活動により公民館が汚染するおそれがあるものは、公民館長の指示に従うこと

(規程の改廃)

第14条 本規程の改廃は、区の執行部会の承認を得て決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。
- 2 昭和61年4月13日 一部改正
- 3 昭和63年4月17日 一部改正
- 4 平成9年4月13日 一部改正
- 5 平成12年4月1日 一部改正
- 6 平成23年4月1日 一部改正
- 7 平成24年4月1日 一部改正
- 8 平成26年4月19日 一部改正
- 9 平成28年4月23日 一部改正
- 10 平成30年4月21日 一部見直し改正

南ヶ丘2区公民館使用料金表

(平成26年4月1日改定)

1. 部屋使用料（1時間当たり）

(単位：円)

区分	学習室	和室1	和室2	調理実習室	集会室1	集会室2	和室3(2F)
区民団体	410	200	410	510	410	200	410
		610			610		
区民外団体	610	300	610	720	610	300	610
		910			910		

2. 冷暖房料（1時間当たり）

(単位：円)

部屋	学習室	和室1	和室2	調理実習室	集会室1	集会室2	和室3(2F)
料金	100	100	100	100	200	100	100

3. 備品貸出料

(単位：円)

	個数	金額	備考
テント	1張	500	
軽自動車	1台	500	

※ただし、区内の教育団体、PTA（以上中学校を含む）及び公民館長が認めたときは無料とする。